

諏訪市週休 2 日工事実施要領の一部を改正する要領

諏訪市週休 2 日工事実施要領（令和 5 年諏訪市告示第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 年末年始休暇 原則として 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間に受注者が設定する休暇をいう。

第 2 条中第 3 号を第 7 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(5) 週休 2 日 対象期間において、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）又は当該期間の 28.5 パーセント以上の日を閉所日とすることをいう。

(6) 週休 2 日工事 週休 2 日を次のアからエに掲げる方法により実施する工事をいう。

ア 週単位 対象期間の全ての日曜日及び土曜日を閉所日とする方法

イ 月単位 対象期間内の全ての月において、閉所日の日数を当該月の日数の 28.5 パーセント以上とする方法。ただし、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の閉所日を確保した月については、28.5 パーセント以上とみなす。

ウ 通期 対象期間における閉所日の日数を対象期間の日数の 28.5 パーセント以上とする方法

エ 完全週休 2 日 対象期間の全ての日曜日、土曜日及び祝日を閉所日とする方法

第 2 条中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 夏季休暇 原則として 8 月 13 日から同月 15 日までの期間に受注者が設定する休暇をいう。

(3) 対象期間 現場作業に着手した日から片付けを含む現場作業が完了した日までの期間のうち、次のアからオまでに規定する期間を除いた期間をいう。

ア 年末年始休暇

イ 夏季休暇

ウ 工場において製作のみを実施している期間

エ 建設工事の全体を一時中止している期間

オ 災害時の緊急対応等、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間

第 3 条中「発注者が」を「市が発注する建設工事（市が入札公告を行う建築工事を除く。）のうち、」に改め、同条第 3 号を削る。

第 4 条第 1 項及び第 2 項第 4 号中「発注者」を「市」に改める。

第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「発注者」を「市」に改め、同条第 4 項中「発注者」を「市」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 市は、週休 2 日工事を指定する場合は、原則として週単位の方法を指定するものとする。

第 6 条及び第 7 条中「発注者」を「市」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の諏訪市週休 2 日工事実施要領の規定は、この告示の施行の日以後に市が週休 2 日工事に取り組むことを指定した建設工事について適用し、同日前に市が週休 2 日工事に取り組むことを指定した建設工事については、なお従前の例による。